

まちづくり通信

第 56 号



平成 30 年 3 月

■ 土地区画整理審議会委員の委員選挙を実施します。

土地区画整理審議会は、宅地所有者から選出された委員 7 名、借地権を有する者から選出された委員 1 名及び市長が選任する学識経験委員 2 名の計 10 名で構成されています。任期は 5 年で、宅地所有者・借地権者の中から選ばれた委員の方の任期は平成 30 年 6 月 1 日までとなっているため、次期委員を選ぶ選挙を次のとおり実施します。

☆ 《選挙期日（投票日）》 平成 30 年 5 月 27 日（日）

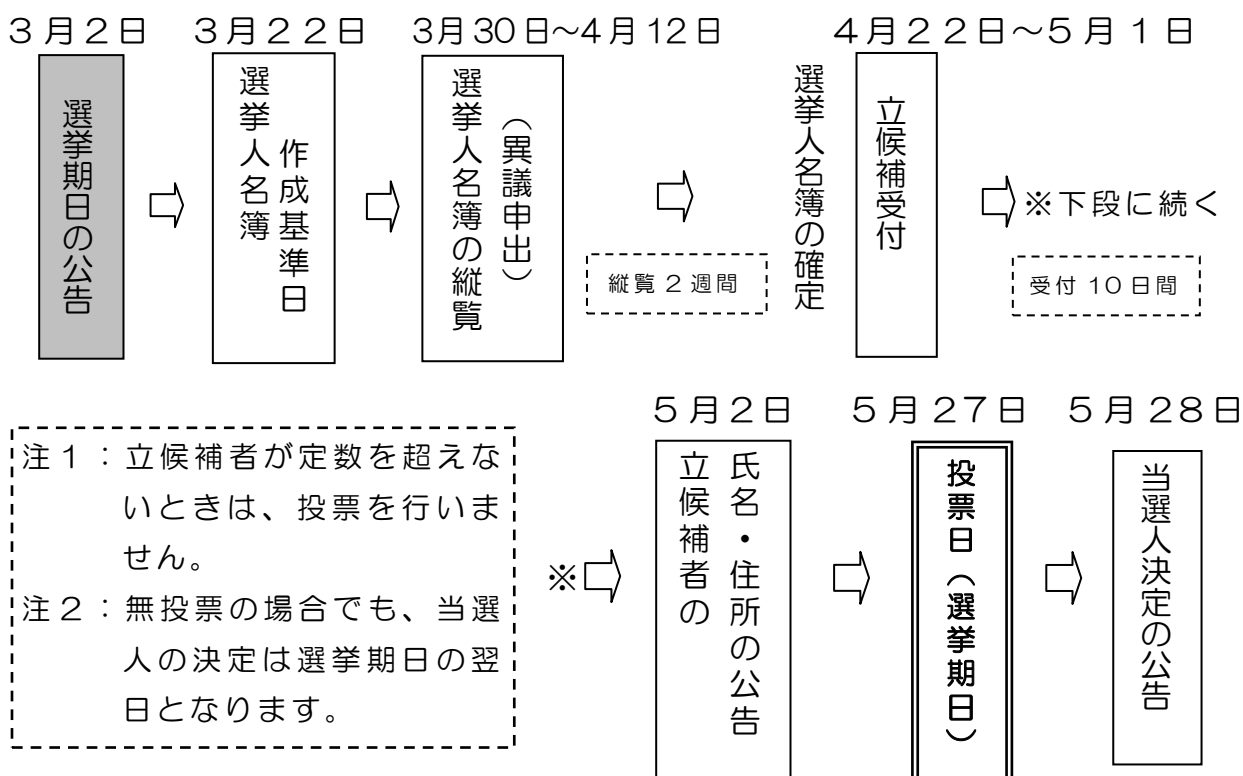
☆ 《選挙人名簿の縦覧期間》

平成 30 年 3 月 30 日（金）～平成 30 年 4 月 12 日（木）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜日も縦覧しています）

☆ 《投票及び縦覧場所》 青崎地区区画整理事務所（駐車場あり）

審議会委員選挙（土地所有者及び借地権者）のスケジュール（予定）



《選挙人名簿》

- ① 当該選挙において選挙権及び被選挙権をお持ちの方の氏名、住所、性別及び生年月日を記した名簿です。
- ② 選挙人名簿作成基準日において、施行地区内に宅地を所有する方、施行地区内の宅地について借地権を有する方を特定して作成します。
- ③ 未登記の借地権をお持ちの方の場合、広島市(施行者)に届出済みの方が対象となります。

※ 選挙人名簿に記載漏れ又は誤りがある場合には、縦覧期間内に異議を申し出ることができます。(縦覧期間を過ぎると、お申出をお受けできませんのでご注意ください。)

《未登記の借地権をお持ちの方について》

未登記の借地権をお持ちの方で、平成30年3月22日までに広島市(施行者)に申告されていない方については、今回の選挙人名簿に記載されていません。

未登記の借地権を申告される場合は、選挙人名簿の確定後(4月21日以降)に申告していただくようお願いします。

《選挙人名簿作成基準日》

選挙期日の公告の日から20日を経過した3月22日が基準日となります。

《選挙及び立候補できる人》

- ① 選挙及び立候補できる人は、選挙人名簿に記載されている方です。
- ② 名義が共有となっている場合は、選挙権、被選挙権を行使するには、代表者の選任が必要です。
- ③ 登記されている方が亡くなられている場合は、選挙権、被選挙権を得るには、相続の届出が必要です。

※ 次のいずれかに該当する方は、委員の被選挙権はありません。

- ・未成年
- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※ 代表者の選任・相続の届出が必要な方は、所定の様式を用意しておりますので、お申出下さい。

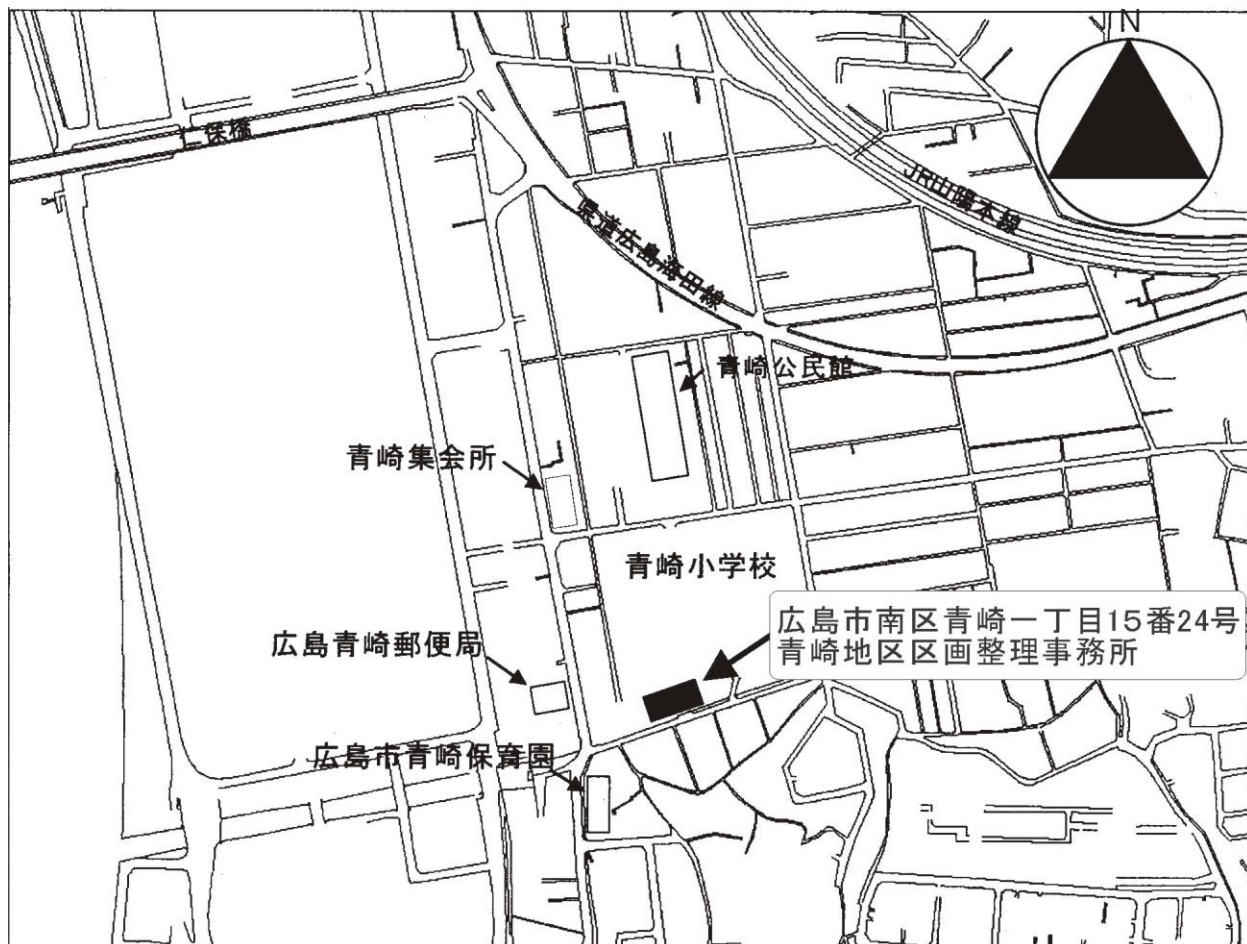
○審議会の役割

土地区画整理審議会は、本事業を民主的かつ効率的に進めるため、施行者（広島市）が換地設計や仮換地の指定等を行う場合に、施行者に対して同意や意見を述べることで、皆様のご意見を事業に反映させるという役割を担っています。

土地区画整理審議会の委員名簿（区分ごとに５０音順。敬称略。）
（平成３０年６月１日まで）

区 分	氏名または名称
学識経験の方 （２名）	井戸 陽子
	塚本 俊明
宅地所有者 } から選挙で選ばれた方 借地権者 } （８名）	鍵田 順二
	岸田 卓也
	長富 健三
	西 友幸
	福嶋 正純
	大和 宏治
	山本 智紹
	（１名欠員）

青崎地区区画整理事務所案内図



問 い 合 わ せ 先

〒734-0053

広島市南区青崎一丁目15番24号

広島市都市整備局青崎地区区画整理事務所

電話 (082) 510-3110 (直通)

FAX (082) 288-3101

E-mail ts-aosaki@city.hiroshima.lg.jp